

○昭和町宅配ボックス購入費補助金交付要綱

令和6年9月24日

告示第78号

昭和町宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進するとともに、再配達削減による事業者の負担及び環境負荷の軽減を図るため、宅配ボックスを新たに購入し設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、昭和町補助金等交付規則（昭和49年昭和町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、宅配ボックスとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅配される荷物の受取を目的とした仕様のもの（リース・レンタル品及び自作のものを除く。）
- (2) 鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有しているもの
- (3) 令和6年7月10日以降に購入されたもの
- (4) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 戸建住宅又は集合住宅に個人使用を目的とした宅配ボックスを購入する場合、次のアからウまでの要件を満たし、かつ、その住宅に居住する者
 - ア 申請日において、本町の住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 宅配ボックスを設置する住宅が自ら所有するものでないときは、所有

者又は管理者等の同意を得ていること。

ウ 自らが属する世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(2) 集合住宅（本町の家屋課税台帳に記録されている若しくは固定資産税が未課税の住宅については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証を交付されたもの）に共同使用を目的とした宅配ボックスを購入する場合、次のアからイまでの要件を満たす所有者又は管理者等

ア 個人の場合は、前号ウに掲げるとおりとする。

イ 法人の場合は、当該法人に係る徴税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。

(1) 補助対象者及び同一世帯員が、国、地方公共団体又はその他の機関から同種の補助金の交付を受けていること又は受ける見込みがあること。

(2) 昭和町暴力団排除条例（平成24年昭和町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの購入費（消費税、地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、宅配ボックス設置に係る設置費、工事費、運搬費、附属品購入費等は除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる補助対象者 補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10,000円のいずれか低い額とする。

(2) 第3条第1項第2号に掲げる補助対象者 補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は集合住宅の総戸数若しくは購入した宅配ボックスの扉数のいずれか少ない数に10,000円を乗じた額のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき1基限り又は所有若しくは管理する集合住宅1棟につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、昭和町宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書（購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの）の写し

(2) 購入した宅配ボックスの仕様が確認できるカタログ、その他これに類するものの写し

(3) 宅配ボックス設置後の状況（鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有していること）が確認できる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、購入した日の属する年度の2月末日までに前項に規定する申請書を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、昭和町宅配ボックス購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座への振込みにより、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けた日から起算して山梨県再配達削減推進事業費補助金交付要綱（令和6年8月22日付県生安第1425号山梨県知事通知）第10条の規定による期間を経過するまでは、町長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

2 交付決定者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

（2） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（3） その他町長が不相当と認めたとき。

（報告等）

第10条 町長は、第8条の規定による財産処分が制限の期間において必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告又は調査を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。